

紛争解決のサポート

建設的な対話を通じた互いの歩み寄りをして、問題が解決しないときは、その解決をサポートする体制を整えています。

まずは相談!

障害を理由とする差別に関する相談ごとや、お困りごとがあれば、まずは相談窓口にご相談ください。

県では **香川県障害福祉相談所** に相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

香川県障害福祉相談所

電話：087-867-2696

FAX：087-867-3050

〒761-8057 高松市田村町 1114
(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

相談時間 平日 8:30~17:15

★お住まいの市や町の障害福祉担当課でもご相談いただけます。

自治体名	相談電話	自治体名	相談電話
高松市	087-839-2333	土庄町	0879-62-7002
丸亀市	0877-24-8805	小豆島町	0879-82-7038
坂出市	0877-44-5007	三木町	087-891-3304
善通寺市	0877-63-6339	直島町	087-892-2223
観音寺市	0875-23-3963	宇多津町	0877-49-8028
さぬき市	0879-52-2516	綾川町	087-876-1113
東かがわ市	0879-26-1228	琴平町	0877-75-6706
三豊市	0875-73-3015	多度津町	0877-33-4488
各市町の相談窓口		まんのう町	0877-73-0124

事業者からの相談も

相談窓口では、障害のある人からの相談だけでなく、障害のある人に配慮等を提供する事業者からの相談も受け付けています。

「こんな場合は、どうすればいいのか?」

「どう対応していけばいいんだろう?」

などといった、障害のある方への接し方や、望まれる対応、事業者の皆さんが抱く疑問等、紛争発生の未然防止の観点での相談も歓迎します。

相談で解決しないとき

相談窓口では、相談があれば、その相談内容に応じて、相談者に必要な助言、情報の提供等を行い、また、相談に関係する関係者間の調整や、関係行政機関へ通告や通報を行うことで、問題の解決が図れるよう努めます。

しかしながら、こうした相談でも問題が解決しない場合には、**助言・あっせん** をすることを知事に求めることができます。



条例では、勧告、公表という制度まで規定していますが、なにより、配慮を求める側、提供する側の双方が建設的対話により問題解決することが望まれます。

新条例 香川県 障害のある人もない人も 共に安心して暮らせる社会づくり条例

平成 30 年 4 月 1 日施行



新しい条例ができました!

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現しようとするものです。

障害のある人の社会参加は制約されています。阻んでいるのは、その障害の特性だけではありません。障害や障害のある人に対する偏見や誤解、理解不足なども障害要因のひとつになっています。

このため、私たちに求められることは、障害に対する理解を深めること、そして、障害のある人の日常生活や社会生活上の障壁（バリア）を、建設的な対話を通じ、互いの理解と歩み寄りで、取り除く努力です。

さあ、ページを開いて、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けて、どう取り組むことが必要なか確認しましょう。

香川県健康福祉部障害福祉課
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10
電話 087-832-3291 FAX 087-806-0240
E-Mail shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp

条例についての
出前型講座
実施します!

かがわの障害福祉情報

条例の用語

障害のある人 身体障害や知的障害、精神障害、難病が原因の障害など、心身の機能の障害があって、その障害や社会的障壁のために継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。
障害者手帳を持っている人に限りません。

社会的障壁 障害がある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

もっと詳しく◆社会的障壁

事物：段差などバリアフリー化されていない施設や設備など物理的なもの
制度：利用しにくい制度、障害を理由として設けられた制限やルールなど
慣行：会議に点字資料や手話通訳がないなど障害のある人の存在を意識していない慣習や文化
観念：障害のある人に対する偏見など意識上のもの

みんなで取り組む

県の責務 県民や事業者の障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的・計画的に実施します。

情報の提供や助言を行うなど、市町と連携し、市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策を支援します。

市町の役割 地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に努めます。

県民・事業者の役割 障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、県や市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力します。

障害のある人やその家族等が障害による生活上の困難軽減のための支援を求めやすい社会の実現を目指します。

障害のある人も 障害のある人は、必要とする適切な支援を得るため、また障害等に対する理解が促進されるよう、自らの障害の特性や社会的障壁を除去するために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えます。

条例の目的

全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現すること。

このため、条例では、障害を理由とする差別の解消について、**基本理念** を定める、県の **責務** や市町の **役割** 等を明らかにする、障害を理由とする差別の解消に関する **施策の基本的事項** などを定めています。

それぞれの責務と役割を規定
(県の責務・市町の役割
県民・事業者の役割)

県は、ガイドラインの作成などにより理解促進に努める
(障害のある人も理解促進に協力)

社会全体で 取り組む

県、市町、県民等が、相互協力し、社会全体で取り組む必要がある。

障害等への 理解促進

すべての県民が障害及び障害のある人に対する理解を深める必要がある。

合理的 配慮

合理的配慮による社会的障壁の除去で障害のある人の社会参加は促進される。

～条例の目指すところ～

共生社会の実現

建設的な対話による
紛争防止

相互理解と 歩み寄り

紛争防止・解決は、当事者の相互理解と対等な立場での建設的対話による。

尊厳の 尊重

すべて県民は、障害の有無によらず尊厳の尊重とその尊厳にふさわしい生活が保障される。

7つの 基本理念

状況に 応じた配慮

すべての障害のある人は、その困難な状況に応じた配慮がなされる。

訪れる人 にも配慮

県外から訪れる障害のある人にもその状況に応じた配慮がなされる。

たった**1**つの
禁止行為

何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

理解を深める

条例が目指している【**障害を理由とする差別の解消**】と【**共生社会の実現**】に必要なことの一つが、**障害や障害のある人への理解を深める**ことです。

条例では、障害を理由とする差別など、障害のある人の権利利益を侵害する行為を防止するため、【福祉サービス、雇用、労働その他障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を別に定める】としていて、県民の皆さん、事業者の皆さんが、障害や障害のある人への理解が深められるよう**ガイドラインの作成**をします。

ガイドライン

福祉サービスや医療、雇用・労働、教育など障害のある人と関わりが深く、対応に配慮が必要な**分野別**に、不利益な取扱いに該当する可能性のある例や合理的配慮の例をまとめるとともに、視覚障害、聴覚障害などの**障害別**に、障害の特性と、その障害のために困っていること、必要としている配慮について記載しました。

障害への理解を深めるためにご活用ください。障害福祉課のホームページでも確認いただけます。

かがわの障害福祉情報

互いの歩み寄り

配慮を求める側と配慮を提供する側は対立する立場ではありません。協力して目標とする共生社会づくりを進める同じチームのメンバーです。自らの主張のみではなく、互いに相手の事情等を考慮しながら、互いを理解し、対等な立場での建設的な対話を通し、互いに歩み寄ることで、代替措置も含め、場面に応じた最善の策を共に検討することが求められています。

配慮等を求める側
(障害のある人)



配慮等を提供する側
(事業者等)

※障害の種別や程度は、百人百様であることから、障壁の程度も必要とされる配慮も人により異なります。このため、配慮等を求める側も、「とにかく対応しろ」ではなく、適切な配慮を得るため、相手方に自らの状況等を伝えるなど、積極的な対話が望まれます。

当事者間の建設的対話でも
解決できないときは▶▶▶